

第2章

生活・安全の志

—安全を保ち、快適に暮らす—



2-1 災害・火災対策の推進

(1) 消防・防災対策の推進

基本方針

防災体制を充実させ災害時に対応できるまちをめざして、消防体制を強化し消防力の充実を図るとともに、救急救助体制の充実や地域防災力の向上を図ります。また、防災施設・設備などの整備充実などにも努めます。さらに、テロなどの有事における対策やインフルエンザなどの感染症への対策も進めます。

現状と課題

- 本市における消防体制は、志摩広域消防組合による常備消防と志摩市消防団による非常備消防が組織されています。しかし、昼間の消防力低下に対応するため、女性消防団員の任用やOB団員の登用、活動を限定した機能別分団の設置を図っていく必要があります。
- 近年、広域災害が多様化かつ多発しています。そのため、常備消防と非常備消防が迅速かつ効果的に機能し合いながら、地域消防力が十分に発揮されることが必要となっています。
- 小型動力ポンプ付積載車については、これまで計画的に更新配備してきましたが、消火栓、防火水槽、消防団施設についても年次計画に基づき整備する必要があります。
- AED（自動体外式除細動器）の公共施設等への設置については、平成18年度から事業を実施し、平成21年度までに69箇所設置しています。今後も設置箇所の拡充を図るとともに、救命講習等の講習会を開催するなど、利用方法の周知・啓発を図る必要があります。
- 平成17年度に各防災関係機関の連携のもと、防災対策を総合的に推進し、地域住民の生命、財産等を災害から保護する目的で、志摩市地域防災計画を策定していますが、気候変動等の環境の変化や市の実情を鑑み、計画の見直しが必要となっています。
- 平成17年度より毎年度、自衛隊等の防災関係機関および地域住民等の協力を得て、地震、津波対策等に対する総合防災訓練を行っており、市民の防災・減災に関する意識は高まっています。今後も、訓練の内容等について、各自治会（自主防災組織）と連携を図り、実践的に対応できる訓練の方法を検討する必要があります。
- 災害時においては、迅速で正確な情報伝達や自主防災組織における自主的な防災体制が重要となっています。今後も自主防災組織の強化や防災意識の向上に努め、地域防災力の強化に努めていくことが求められています。

- 土砂災害等の自然災害の被害を最小限に食い止めるため、土砂災害情報相互通報システムを整備していますが、今後もシステムを活用して予防・監視体制を強化することが必要となります。また、密集市街地における防災機能を強化するため、一時避難場所としてオープンスペースの確保等に努める必要があります。
- 公共施設や木造住宅等の耐震診断は概ね進んでいますが、耐力度のない建築物の耐震補強は未整備の状況がみられるため、木造住宅の耐震化の必要性や正しい補強方法の周知などをはじめ、補助制度の拡充についても検討していくことが必要となっています。
- 東海地震、東南海・南海地震などの大規模災害の発生が予測されるなか、応急・復旧体制の整備を進めています。今後も災害時応援協定の締結により、必要な支援を受けられる体制を構築するとともに、災害時の要援護者対策を図る必要があります。また、地域の状況を的確に把握し、応急・復旧に対処できる備えが必要になっています。
- 防災行政無線整備などのハード面の整備は進んでいますが、災害図上訓練など、ソフト面の取り組みが進んでいない状況であり、今後、災害図上訓練を実施して、広域災害に対する防災、津波対策の推進が必要になっています。
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）および緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）を導入し、有事における情報収集に対応できる体制を整備しています。今後、適切な運用を図るため、さらなる体制の整備が必要となっています。
- 平成19年3月に有事における市民保護を目的に志摩市国民保護計画を策定しています。今後は、国・県の動向を踏まえ、随時、計画の見直しを図っていくことが求められています。また、国・県の実施する有事を想定した通信訓練等に積極的に参加し、計画の実効性を高める必要があります。
- 近年の新型インフルエンザの世界的な流行などもあり、インフルエンザ対策の危機管理に対する新型インフルエンザ行動計画を策定しました。今後、インフルエンザ行動計画に基づき、対策マニュアル、業務継続計画を作成し、インフルエンザなどの感染症に対する危機管理を図るとともに、危機管理体制を構築することが重要となっています。

■火災発生状況

区 分		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
出 火 件 数 (件)		37	60	43	40	46
うち 建物出火件数 (件)		19	17	15	15	19
焼失 被害	建物 (m ²)	449	1,263	376	787	485
	山林 原野 (a)	45	7	10	16	19
人的 被害	死者 (人)	0	0	3	1	1
	傷者 (人)	2	3	2	5	3
一日平均損害額 (円)		88,811	221,074	138,364	120,137	31,542
出動人員 (人)		450	614	517	396	593

資料：消防年報

■消防施設の設備状況（非常備消防）

（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 別		志摩市全体	浜島方面隊	大王方面隊	志摩方面隊	阿児方面隊	磯部方面隊	本部
団員数 (人)		860	122	124	185	236	176	17
消防ポンプ自動車 (台)		2	—	—	1	—	1	—
小型動力ポンプ付積載車 (台)		63	9	7	12	15	20	—
小型動力ポンプ (台)		65	9	7	13	15	21	—
消火栓（消防法含む） (基)		1,153	107	120	278	526	122	—
防 火 水 槽	40m ³ 未満 (基)	1	1	—	—	—	—	—
	40 m ³ ～60m ³ 未満 (基)	202	29	23	29	66	55	—
	60m ³ 以上 (基)	6	—	2	—	—	4	—
	計 (基)	209	30	25	29	66	59	—
その他水利（プール等） (箇所)		115	28	11	20	11	45	—

資料：消防防災・震災対策現況調査

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
救命救急講習会開催回数	30回／年	35回／年
女性消防団員の割合	2.2% (19人／872人)	4%
耐震化の診断戸数（累計）	102戸	700戸
耐震化の設計戸数（累計）	12戸	140戸
耐震化の補強戸数（累計）	6戸	91戸
災害時備蓄食糧整備率	77.7% (186,595食／240,000食)	100%
災害図上訓練実施回数	0回／年	1回／年
災害時応援協定締結数（累計）	15団体	20団体

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①消防力の充実	①－1 消防団員の確保	地域防災室
	・女性消防団員の任用やOB団員の登用、活動を限定した機能別団員・分団制度の導入を行います。また、協力事業所表示制度の積極的な活用や、組織力の強化のために分団の整理統合の推進を図ります。	
	①－2 消防体制の強化	
	・より迅速な災害対応をとることができるよう、常備消防および自主防災組織との連携を深め、消防団の出動体制の見直しを図ります。また、団員の技能・資質向上を図るため、各種訓練の充実を図ります。 ・火災予防週間における広報活動や防災訓練などを通して、市民の防火・防災意識の高揚に努めます。	
	①－3 消防水利、消防施設の整備・充実	
	・消防水利の確保のため、消火栓や防火水槽などの整備計画を策定し、消防力の基準に基づいた計画的な整備を進めます。 ・小型動力ポンプ付積載車など、老朽化した消防団設備等の整備に努めます。	

主な施策	施策内容	担当課
②救急救助体制の充実	②ー１ 救急救助体制の充実	地域防災室
	・ 公共施設へのＡＥＤ設置の拡充を図ります。また、整備拡充にあわせ、各職場や市民を対象とした普通救命講習等の充実を図ります。	
③地域防災力の向上	③ー１ 実践的な防災体制の構築	地域防災室
	・ 改訂した地域防災計画に基づき、より充実した防災体制の構築を図ります。あわせて、職員初動マニュアルの改訂や避難所運営マニュアル作成に着手するなど、実践的な防災体制の強化に努めます。	
	③ー２ 防災対応力の養成	
	・ 総合防災訓練の内容や方法等を見直し、より実践的で、市民が主体となって取り組む防災訓練を実施します。	
	③ー３ 自主防災組織の強化	
	・ 市内全域で自主防災組織が結成されていることから、今後は、リーダー養成のための研修会・講習会などを通じて、自主防災組織の強化を図ります。	
④予防・監視体制の強化	③ー４ 防災意識の普及・啓発	地域防災室 都市計画課
	・ 市のホームページや広報紙への防災意識啓発記事等の掲載および市民向けの防災意識向上のためのパンフレット等を作成し、各戸配布するとともに、各支所の窓口等に備え、防災意識、知識の普及・啓発を図ります。 ・ 平常時から避難経路、危険箇所等の確認をすることの重要性を周知するため、津波浸水予測区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険区域、市指定避難所、自治会指定一時避難場所等が記入された志摩市防災ハザードマップを活用し、防災意識の向上を図ります。	
④予防・監視体制の強化	④ー１ 危険区域監視体制の強化	地域防災室 都市計画課
	・ 土砂災害警戒情報や雨量情報をインターネット上で公開し、電子メール登録をされた方には、メール配信による情報提供を実施します。また、市民からインターネットを活用し危険情報を提供できるシステムを運用することにより、土砂災害に対する監視体制の強化を図ります。	

主な施策	施策内容	担当課
④予防・監視体制の強化	④－２ 木造住宅の耐震化	地域防災室 都市計画課
	・木造住宅の耐震化のさらなる普及のため、補助制度の周知を図り、また、制度の拡充についても検討します。	
	④－３ 密集市街地における防災機能の強化	
	・密集市街地まちづくりの一環として、密集市街地の防災マップの作成、オープンスペースの確保等を行います。	
⑤応急・復旧体制の整備	④－４ 防災施設・設備等の整備・充実	地域防災室 ふくし総合 支援室
	・緊急地震対策促進事業を活用して、津波避難路などの整備を推進します。	
	⑤－１ 災害時応援協定の締結	
	・災害時に迅速な応急対策や支援を得られる体制を確保するために、各種団体との災害時応援協定の締結を推進します。	
	⑤－２ 災害時要援護者対策の構築	
	・災害時要援護者避難支援に関する全体計画に基づき、関係機関と連携して個別計画を策定することにより、災害時の要援護者対策を図り、安心して地域で生活できる体制を構築します。	
	⑤－３ 復旧復興体制づくり	
	・災害時備蓄食糧整備事業等に基づき、食糧をはじめ、災害時における必要な備蓄品等の整備を図ります。また、被災者のために生活全般に関する相談窓口を設置します。	
	⑤－４ 広域災害および津波対策の推進	
	・津波を想定したタウンウォッチングや災害図上訓練を実施し、広域災害に対する防災、津波対策を推進します。	
	⑤－５ 緊急通信システムの運用	
	・防災行政無線装置や緊急情報メール配信装置を活用し、津波情報や緊急地震速報などの情報を瞬時に発信できるシステムを適正に管理運用する体制を構築します。	

主な施策	施策内容	担当課
⑥有事対策への対応	⑥ー1 有事対策への対応	地域防災室 健康推進課
	・武力事態等有事を想定した国・県との連携による通信訓練を実施し、緊急連絡体制の確保に努めます。	
	⑥ー2 インフルエンザなどの感染症に対する危機管理の推進	
	・新型インフルエンザの発生に備えた対策および危機への対応のため、危機対策本部や危機対策幹事会の設置などにより、関係部署と連携して危機管理体制を構築します。 ・その他の感染症対策として、感染症等危機管理ネットワーク会議等を開催し、関係機関との連携を図り発生予防に努めるとともに、市民への適切な情報提供および相談窓口の体制強化を図ります。	

ワークショップからの意見

市民・地域の取り組み

- 災害時に対応できるように、日頃からの防災意識を高めましょう。

協働による取り組み

- 災害時に備えて地域のつながりを強め、対応できる体制をつくりましょう。



(2) 河川・海岸・砂防の整備

基本方針

市民の不安を取り除くため、洪水防止対策や土砂災害対策などを推進し、自然災害を防止するとともに、眺望や景観に配慮した河川・海岸の整備・保全に努めます。

現状と課題

- 河川幅が十分でないため、台風や大雨時には氾濫が起こりやすく、道路や住宅および農地に被害を与えています。県管理の河川整備は、進捗度が十分でないものの着実に進んでいる一方、市管理の河川整備は進んでいない状況にあり、計画的に整備・改修を行っていく必要があります。
- 本市は海岸線が多く、そのほとんどが海岸保全区域に指定されており、また、国立公園内であることから、環境・景観に配慮した海岸保全事業を推進しています。防潮扉の動力化も進められていますが、県営の施設が多く、継続して新設・維持補修等の要望をしていく必要があります。
また、市営漁港海岸施設は老朽化箇所も多く、今後、現状を正確に把握し、県の海岸保全基本計画等ともあわせ、施設の整備について検討する必要があります。
- 急傾斜地崩壊対策事業は、直接人命にかかわることから、迅速に対応する必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
道路の冠水箇所数（市道）	6箇所	3箇所
道路の冠水箇所数（国・県道）	11箇所	8箇所

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①河川・海岸・砂防の整備	①－１ 洪水防止対策の推進 ・ 県管理の２級河川の整備要望を引き続き行っていくとともに、市管理の準用河川等の整備を景観に配慮しながら行います。 ・ 主要道路の河川整備や排水路整備を行うことにより冠水場所の改善を図り、安全な生活道路および小中学生の通学路の確保を図ります。	建設整備課 地域防災室 水産課
	①－２ 海岸保全対策の推進 ・ 環境に配慮するとともに、防災機能を有する海岸の整備を促進するよう継続して県に働きかけます。 ・ 漁港海岸保全区域の調査・測量等を実施し、現状の正確な把握に努め、施設の新設・維持補修等を効率的に進めます。また、漁港海岸保全区域台帳や測量データなどをデジタル化してGISでの利用を図り、総合的な海岸管理につなげていきます。	
	①－３ 土砂災害対策の推進 ・ 市民の安全・安心を確保するため、今後も急傾斜地崩壊対策事業を継続して進めます。	



2-2 生活安全対策の推進

(1) 交通安全・防犯の推進

基本方針

交通事故や犯罪から身を守り、安全・安心に暮らせるまちづくりをめざします。子どもや高齢者をはじめ、市民の交通安全意識を高めるとともに、計画的な交通安全施設の整備・改修を推進します。また、防犯関係団体の協力を得て青色防犯パトロールを実施するなど、防犯体制の強化に努めるとともに、防犯灯など防犯施設の整備・改修を推進します。特に防犯灯の維持管理についてはLEDの導入を検討するなど、維持管理費の削減に努めます。さらに交通安全会と防犯委員会を一元化し、活動の合理化を図ります。

現状と課題

- 交通安全対策については、志摩市交通安全会と連携しながら活動を行っており、従来の交通安全対策を基本として、実際に発生した交通事故に関する情報の収集や分析を充実させ、より効果的な対策へと改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を検討していく必要があります。また、子どもや高齢者の交通死亡事故の増加にともなう対策や老朽化の進む交通安全施設の改修も必要となっています。
- 防犯対策については、志摩市防犯委員会と連携しながら活動を行っていますが、警察のみならず地域、職場、行政や学校等が連携・協力し、犯罪の起きにくい、起こしにくい地域環境をつくり出す取り組みを推進していくことが必要となっています。
- 近年の犯罪発生状況をみると、インターネットを利用した犯罪や振り込め詐欺などの知能犯罪が急増しています。こうした犯罪に対応するため、情報提供に努め、防犯意識の向上を図ることが求められています。
- 防犯灯の維持管理費が年々増加し、財政的に厳しい状況にあるため、LED防犯灯を導入し、維持管理費の削減を図るとともに、管理委託を検討していく必要があります。

■交通事故の発生状況の推移（鳥羽警察署管内）

（単位：件、人）

区 分		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
発 生 件 数	人身事故	296	261	241	234	224
	物損事故	1,443	1,413	1,282	1,232	1,230
	計	1,739	1,674	1,523	1,466	1,454
死 傷 者 数	死 者	4	4	4	1	6
	傷 者	403	348	318	322	306
	計	407	352	322	323	312

資料：鳥羽警察署

■犯罪件数の推移（鳥羽警察署管内）

（単位：件）

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
凶 悪 犯	2	1	1	3	1
粗 暴 犯	38	40	39	30	20
窃 盗 犯	562	437	526	385	439
知 能 犯	75	32	31	56	41
風 俗 犯	2	4	4	5	4
そ の 他	188	207	158	150	151
計	867	721	759	629	656

資料：鳥羽警察署

■非行少年等の推移（鳥羽警察署管内）

（単位：人）

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
小 学 生	14	0	1	2	6
中 学 生	69	62	33	22	51
高 校 生	607	794	685	640	399
そ の 他 学 生	36	27	19	27	7
有 職 少 年	236	207	126	107	48
無 職 少 年	148	171	78	75	51
計	1,110	1,261	942	873	562

資料：鳥羽警察署

■防犯灯の設置状況および整備計画

（平成 22 年 4 月 1 日現在、単位：基）

地 区 名	現 況	整 備 計 画
浜 島 地 区	686	・新規設置で 20 基／年の整備を行う ・既存設備の修繕時期に合わせた L E D 防犯灯への転換を検討する
大 王 地 区	1,036	
志 摩 地 区	1,434	
阿 児 地 区	2,425	
磯 部 地 区	892	
計	6,473	

資料：地域防災室

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
青色防犯パトロール回数	7回／年	50回／年
防犯灯LED改修率	（基準年度）	10%

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①交通安全対策の推進	①－１ 高齢社会における交通事故対策 ・交通安全に関する知識を身につけるため、老人クラブや高齢者学級等を通じた参加体験型による実践的、効果的な交通安全教育を実施します。	地域防災室
	①－２ 子どもの交通事故対策 ・家庭、保育所、幼稚園、小中学校等と連携した交通安全教育を実施し、正しい交通ルールの普及と身近な交通環境において安全に行動できる能力を養います。	
	①－３ 交通安全運動の推進 ・警察、関係機関、団体等と協力し、事故の当事者となることが多い高齢者や子どもなどの交通弱者を中心に交通安全意識の普及を図り、市民が参加できる交通安全運動を展開します。また、街頭指導等の交通安全活動の充実による市民にみえる啓発指導活動を推進します。	
	①－４ 交通事故危険箇所の情報提供 ・死傷事故率の高い交差点や死傷事故が多発する路線の交通事故危険箇所を調査し、交通安全対策や道路危険箇所の改善に努めます。	
	①－５ 交通安全施設の改修 ・交通事故の防止を重視し、カーブミラーなどの交通安全施設の点検・整備を計画的に実施するほか、横断歩道、信号機、道路標識などの設置を促進します。	
	①－６ 交通事故被害者救済対策の推進 ・交通事故被害者に対し、支援機関において行われている貸付や給付、相談等の支援事業を紹介し、被害者の負担軽減に努めます。	

主な施策	施策内容	担当課
②防犯対策の推進	②ー1 情報提供および意識啓発 ・高齢者やインターネット利用者などに、犯罪発生状況や防犯に関する情報を提供し、防犯意識の啓発に努めます。 ・登下校時等における子どもの安全を守るため、不審者情報に関するメール配信システムを運用します。	地域防災室 学校教育課
	②ー2 非行防止活動の体制づくり ・警察や青少年補導センターなどの関係機関の協力のもとで、家庭、学校、企業、地域が一体となって非行防止に取り組む体制づくりを支援します。	
	②ー3 地域の連帯意識の向上 ・地域が一体となった防犯意識を普及するため、防犯協会、防犯委員会、自治会等の団体活動を支援するとともに、市民の日常における防犯に対する「地域の目」を育てます。また、交通安全会と防犯委員会を一元化し、防犯および交通安全活動の合理化を図ります。	
	②ー4 防犯施設の整備 ・防犯灯、通報装置等の整備を計画的に推進するとともに、LED防犯灯の導入を検討するなど維持管理費の削減に努めます。また、将来的に維持管理を委託する方向で検討を進めます。	
	②ー5 地域における警察力の向上 ・市民の安全・安心の確保のため、交番勤務等の地域警察官の増員と警ら巡回、街頭指導等の警察活動の強化を継続して要望します。	

(2) 消費者保護の推進

基本方針

健全な消費生活を送ることができるよう、地域と連携しながら消費者保護のための啓発に努め、市民が正しい知識を持つことができるよう支援します。また、消費者からの苦情、相談などへの迅速な対応に努めます。

現状と課題

- 悪質な訪問販売や SF（催眠）商法等による被害・苦情相談が高齢者の方々から数多く寄せられ、また、多重債務者も増加しています。そのため、消費生活専門相談員の養成を図り、相談に対応するとともに、悪質商法・多重債務の実態などに対する正しい知識を研修等により身につけた「かしこい消費者」の育成が必要となっています。また、相談窓口として消費生活センターの設置に努める必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
消費者トラブル研修会等参加者数	0人／年（未開催）	500人／年

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①消費者保護の推進	①ー1 消費者保護の推進	商工課 地域防災室
	・老人会、自治会等と連携し、研修会等を開催し、また、市民に啓発チラシを配布することにより「かしこい消費者」の育成を図ります。 ・県等と連携し、多重債務者相談会を開催し、多重債務に陥っている人に対して債務整理や生活再建の相談を行います。 ・消費者からの苦情、相談に迅速に対応できるよう、県消費生活センターの有効活用を図るとともに、消費者保護のための消費生活専門相談員の養成を促進します。	

2-3 居住環境の整備

(1) 計画的な土地利用、まちづくりの推進

基本方針

計画的な土地利用を行い、魅力的なまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランの方針にしたがって地区構想を策定するとともに、用途地域の指定を進めます。また、志摩市景観計画を策定し、本市の特徴をいかした景観の保全・創出に努めます。一方、土地の保全管理や土地行政の円滑化のため、計画に基づき地籍調査を推進します。

現状と課題

- 土地利用や都市施設整備の方向性を示すため、平成21年3月に志摩市都市計画マスタープランを策定しましたが、その方針に基づき、用途地域の指定、地区構想の策定について、順次実施していくことが求められています。
- 平成21年3月に志摩市緑の基本計画を策定しましたが、自然環境の保全・活用に加えて、本市の特徴をいかした景観の保全と創出に努めるため、志摩市景観計画を策定していくことが求められています。
- 災害時の復旧や土地に係るトラブルの未然防止など、土地行政を円滑に進めるためには、土地の実態を正確に把握することが重要であり、地籍調査の継続的な実施が必要となっています。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
都市計画マスタープラン地区構想を策定した地区数（累計）	0地区	3地区
地籍調査の実施面積割合	43.5%	47%

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①計画的な土地利用の推進	①－１ 適正な土地利用	都市計画課
	・ 志摩市都市計画マスタープランの方針に基づき、用途地域の指定について検討します。	
	①－２ 都市計画マスタープランの推進・展開	
	・ 志摩市都市計画マスタープランの方針にしたがい、それぞれの地域の特性をいかした「地区構想」を策定し、まちづくりを推進します。	
②土地に関する調査の推進	①－３ 地域の特徴をいかした景観の保全と創出	都市計画課
	・ 美しい自然景観や歴史・なりわい景観を大切にし、また、新たに本市の特徴をいかした景観を創出するため、志摩市景観計画を策定し、景観保全等に努めます。	
②土地に関する調査の推進	②－１ 地籍調査の推進	都市計画課
	・ 土地の保安全管理や土地行政の円滑化のため、国土調査法および国土調査促進特別措置法に基づく国土調査事業 10 か年計画に沿って地籍調査を推進します。	



(2) 良質な住宅の整備

基本方針

既存の老朽化した市営住宅の効率的・効果的な更新を実現し、地域の実情と実態を踏まえ、良質な市営住宅を供給するため、住宅の需要調査および供給の方針など基本計画の策定に努めます。また、一般の木造住宅の耐震化に向けて、必要性や正しい補強方法を周知・啓発し、耐震化を促進します。

現状と課題

- 現在、本市では46団地154棟588戸の市営住宅を管理していますが、建設から年数が経過し老朽化が進んだ建物も多く、修繕など維持管理費も増加傾向にあります。
なかでも、昭和40年代から昭和50年代前半に建設した、量的な供給を重視した頃の建物が更新時期となってくるため、市営住宅の多様な活用手法の選択による、効果的で的確な整備を図っていくことが必要となっています。このため、市営住宅の実情と実態を踏まえ、建替え、改修、維持保全などの効果的で的確な活用手法の選択のもとに、市営住宅の基本計画を策定していく必要があります。
- 一般の木造住宅の耐震診断については、着実に実施されてきていますが、耐震補強については、耐震診断に比べて個人の負担する金額が大きくなることもあり、事業を推進するうえでの課題となっています。住宅の耐震化が「まち」の耐震化につながるという認識のもと、住宅の耐震化の必要性や正しい補強方法の周知などが必要です。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
耐震性のある住宅戸数の割合（耐震化率※）	74.6%（H18）	87%

※ 耐震化率＝耐震性のある住宅戸数÷住宅総数×100（%）（非木造住宅を含む）

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①良質な住宅の供給	①－１ 市営住宅の調査および供給方針の策定	住宅営繕課
	・市営住宅の実情と実態を踏まえ、効率的・効果的な更新を実現するため、市営住宅の需要調査および供給の基本的な計画を策定し、市営住宅ストックの長寿命化や整備を検討します。	
	①－２ 計画的な市営住宅供給の推進	
	・市営住宅の建替え、改修、維持保全などの効果的で的確な活用手法の選択のもとに市営住宅の基本計画を策定し、計画的な市営住宅供給に努めます。	
②耐震化の推進	①－３ 市営住宅の適正管理	都市計画課 地域防災室
	・市営住宅の適正な管理を図るうえで、効果的で的確な活用が必要なため、基本計画を策定し、市営住宅を適正に管理します。	
	②－１ 住宅の耐震化の促進	
	・一般の木造住宅の耐震化に向けて、さらなる普及・啓発を図るとともに、補助制度の周知・拡充についても検討します。	

序
論

基本
構
想

基本
計
画

参
考
資
料
編

2-4 交通体系の整備

(1) 道路網の整備・充実

基本方針

日常生活における利便性を高めるため、広域幹線道路や市道の整備を進めるとともに、橋梁の耐震化および長寿命化をはじめ、バリアフリー化の推進、道路景観の向上など、道路環境づくりに努めます。

現状と課題

- 広域幹線道路整備として、国道 167 号（鵜方磯部バイパス）、広域ネットワーク（第二伊勢道路）の整備は着実に進んでいます。今後も地域経済を支える広域幹線道路網の整備を進めるため、県等関係機関への働きかけを強めていく必要があります。
- 御座・浜島間の国道 260 号は、一部海上ルートでフェリーなど交通手段がないため、市内および近隣市町との産業振興、商工・観光交流圏の周遊性を阻害しています。地域の活性化と生活交流圏の拡大、地震災害など防災対策として幹線道路のループ化を図るうえでも、英虞湾への架橋に向け、関係機関等へ働きかけを行う必要があります。
- 生活道路としての市道整備は着実に進んでいますが、今後も市民からの要望を反映させながら、環境、景観および交通弱者に配慮した次世代型の道路整備への方向転換を検討する必要があります。
- 地震発生時における孤立地域の解消や救急医療施設へのアクセス、防災拠点となる公共施設への緊急物資等の緊急支援ルートが速やかに確保されるように、今後、発生が予想される大規模地震に備えた道路整備や橋梁の耐震化および長寿命化に係る取り組みが必要となっています。
- 道路景観の向上やバリアフリー化の推進に関しては、十分な取り組みがなされているとはいえず、伊勢志摩国立公園という立地条件を踏まえた道路環境の質的向上や交通弱者に対するバリアフリー化を進める必要があります。

■市内の等級別路線延長

(平成 16 年 10 月 1 日現在)

等級別 地域別	1 級路線		2 級路線		その他		合 計	
	路線数	延長 (m)	路線数	延長 (m)	路線数	延長 (m)	路線数	延長 (m)
浜 島	13	13,519	6	7,497	208	46,929	227	67,945
大 王	13	9,853	14	8,274	349	48,537	376	66,664
志 摩	20	19,624	17	11,070	543	100,207	580	130,901
阿 児	20	36,669	19	19,757	595	157,503	634	213,929
磯 部	29	39,103	57	35,428	373	78,459	459	152,990
計	95	118,768	113	82,026	2,068	431,635	2,276	632,429

資料：建設整備課（道路台帳）

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5 年後）
道路整備箇所数	40 箇所／年	15 箇所／年
橋梁長寿命化施工箇所数（累計）	—	6 箇所
バリアフリー施工箇所数（累計）	0 箇所	5 箇所
道路美化協力団体数（累計）	13 団体	15 団体



今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①広域幹線道路の整備	①－１ 広域道路ネットワークの整備	建設整備課 企画政策課
	・救急・医療・防災上重要となる広域道路ネットワーク整備（第二伊勢道路 鳥羽市白木町～磯部町恵利原間）の推進を県に働きかけます。	
	・英虞湾架橋および伊勢湾口道路については、関係機関との連携を図りながら早期実現に向けて働きかけを行います。	
	①－２ 幹線道路の整備	
②市道の整備	・産業・輸送機能を有する幹線道路整備の推進にあたり、県に協力していきます。	建設整備課
	②－１ 生活道路の整備	
	・住民生活に密着した病院や学校などへの通院・通学のための道路整備を、市民の要望を反映しつつ優先して行います。	
	②－２ 市道整備計画の策定	
③道路の耐震化・長寿命化の推進	・今後の市道整備のあり方や進め方を計画的に行うため、整備計画の策定を検討します。	建設整備課
	③－１ 道路の耐震化・長寿命化の推進	
	・大規模地震に備えて避難や救助活動を円滑に行うことができるよう、橋梁の耐震化事業や長寿命化事業を効率的に行います。	

主な施策	施策内容	担当課
④道路環境の向上	④－１ バリアフリー化の推進	建設整備課
	・高齢者および児童等の交通弱者に配慮して、道路の段差解消や歩行者のために路肩にセーフティーゾーンを設置するなど、道路整備を試行的に行い、将来にわたって推進すべき事業を展開します。	
	④－２ 道路景観の向上	
	・伊勢志摩国立公園内であるという地理的条件をいかし、自然や景観に配慮した道路施設の整備を行います。また、美化パートナーなど各種団体と協力して道路の美化に努めます。	
	④－３ 標識の整備・充実	
	・景観に配慮したもの、あるいは国立公園内であることをアピールできる標識の作成に努めます。	

ワークショップからの意見

市民・地域の取り組み

- クリーンアップなど、道路の維持管理を今後も行いましょう。

協働による取り組み

- 必要なところから、みんなができる範囲でかわりを持ちながら、道路の整備を進めましょう。



(2) 公共交通体系の充実

基本方針

生活交通の利便性を図るため、バス路線や定期航路の維持・確保に努めながら公共交通網の整備を行うとともに、交通体系の見直しを進めます。

現状と課題

- 自家用車の普及、少子高齢化などにより利用者の減少傾向が続くバス路線をはじめとした公共交通機関は、路線の廃止や運行本数の削減が行われるなど、確保が困難な状況になっています。しかし、自ら交通手段を持たない高齢者や学生にとって、公共交通機関はなくてはならない移動手段であり、高齢化の進展や学校再編の影響による通学手段の確保の必要性など、今後ますますその役割は重要となってきました。また、公共交通機関は観光客にとっても重要な移動手段であり、市民生活と観光の両面から交通体系のあり方について、総合的に検討する必要があります。
- 本市では運行事業者への補助、廃止代替バスや予約運行型バスといった自主運行バスの運行を継続し、市民の日常生活に不可欠な移動手段の確保を図っており、また、人口減少と高齢化の著しい離島地域における島民の日常生活に不可欠な定期航路の維持・確保のため、補助を行っています。今後も自主運行バスの継続や運行事業者への補助の継続等に努める必要があります。
- 平成22年3月に策定した志摩市生活交通計画に基づき、市民生活に不可欠な移動手段としてより効率的で効果的な公共交通を確保するため、地域・交通事業者・行政が一体となって、地域の実情にあった交通体系のあり方について検討を重ねる必要があります。

■駅別一日乗降人員の推計 (単位：人)

区 分		平成17年度	平成20年度
近畿日本鉄道	五 知 駅	26	28
	沓 掛 駅	46	21
	上 之 郷 駅	139	122
	志摩磯部駅	1,631	1,107
	穴 川 駅	61	77
	志摩横山駅	167	173
	鵜 方 駅	2,273	2,103
	志摩神明駅	276	248
	賢 島 駅	1,141	993
計		5,760	4,872

※調査は5年に2度実施

資料：近畿日本鉄道

■自主運行バス路線乗車人員の推移

(各年10月1日～翌年9月30日、単位：人)

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
志島循環線	37,448	23,113	21,518	20,442	19,420
志摩市民バス※1	1,399	1,589	628	224	—
浜島港線※2	—	3,395	6,654	6,503	6,373
磯部地域予約運行型バス※3	—	—	—	1,038	1,659
計	38,847	28,097	28,800	28,207	27,452

※1 志摩市民バスは平成21年1月に廃止

資料：三重交通（志島循環線、志摩市民バス、浜島港線）

※2 浜島港線は平成19年4月から自主運行 平成23年3月に廃止

企画政策課（磯部地域予約運行型バス）

※3 磯部地域予約運行型バスは平成21年1月から運行開始

■定期船の利用状況

(単位：人)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
浜島～御座～賢島	10,740	8,682	5,796	4,612	3,752
和具～間崎島～賢島	51,123	46,427	43,739	38,027	36,933
計	61,863	55,109	49,535	42,639	40,685

資料：志摩マリンレジャー

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
廃止代替バス（志島循環線）の利用者数	20,442人／年	21,000人／年
自主運行バス（磯部地域予約運行型バス）の利用者数	1,350人／年	1,400人／年
英虞湾内指定航路の利用者数	40,685人／年	41,000人／年
バスサポーター会員登録数（累計）	292人	500人

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①公共交通網の整備	①－１ バス路線の維持・確保	企画政策課 建設整備課 観光戦略室
	・運行事業者に対する補助、自主運行バスの運行の継続に努めます。 ・バスサポーター制度を活用し、バスの社会的役割の重要性や利用促進についての啓発を行います。	
	①－２ 定期船航路の維持・確保	
	・運航事業者に対する補助の継続に努めるとともに、代替手段導入の可能性を含めた検討を行います。また、県道船の運航の継続に努めます。	
②交通体系の見直し	①－３ 観光と鉄道施策の協調・連携	企画政策課
	・利用者の利便性向上のため、観光と協調・連携し、シャトルバス等を鉄道の二次交通として検討します。	
②交通体系の見直し	②－１ 効率的で効果的な交通体系の構築	企画政策課
	・志摩市生活交通計画に基づき、地域の実情にあったより効率的で効果的な公共交通を維持できるよう、関係機関との調整を行い、検討を重ねます。	

ワークショップからの意見

市民・地域の取り組み

- 公共交通を利用しましょう。

協働による取り組み

- 違法駐車をなくしましょう。



(3) 港湾機能の強化

基本方針

港湾機能のより一層の強化に向けて、防災・観光の機能を有する港湾の整備について、県への要望を継続して行います。

現状と課題

- 浜島港を避難港として整備していますが、的矢港、賢島港の整備は進んでいない状況です。的矢港、賢島港は防災・観光機能を有することから、県に対して継続して要望していく必要があります。

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
① 港湾機能の強化	①－１ 港湾機能の強化	建設整備課
	・ 主要事業であった浜島港の耐震化工事は完了していますが、継続して防災、観光および輸送機能を有する的矢港、賢島港の整備促進を県に要望していきます。	



2-5 離島地域の振興

(1) 離島地域の振興

基本方針

離島地域において今後も安全・安心に生活することができるよう、離島振興計画に基づき、防災機能をはじめ、保健・医療・福祉のサービスを充実させるなど、生活全般での支援に努めるとともに、産業の振興を図ります。

現状と課題

- 離島という地理的特性から生活環境等が低位にある状況を改善していくため、離島振興計画に基づいた諸施策を実施しています。今後は未実施の施策を推進していくことが必要です。
- 離島地域においては、地震・津波や台風災害などの影響は特に深刻であり、防災体制の充実を図ることが必要です。また、若年層の流出や少子高齢化により、高齢者人口比率が本土に対し高く、無医地域でもあるため、救急患者の搬送体制の強化も求められています。
- 人口減少による少子高齢社会の到来により、コミュニティの維持機能が低下しつつあることが挙げられます。そのため、これからの離島振興は、島で生まれた人が永続的に島で暮らせるような環境をつくっていくことに主眼を置いて、各施策を総合的に進めていく必要があります。

■離島の面積・人口の状況

(単位:人、%)

間 崎 島		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	比較 (H21-H17)
面積 0.36 km ²	総人口	176	166	160	152	136	△40
	高齢者人口	122	120	118	115	102	△20
	高齢者人口比率	69.3	72.3	73.8	75.7	75.0	—
	若年人口	6	4	4	2	1	△5
	若年人口比率	3.4	2.4	2.5	1.3	0.7	—

※高齢者人口：65 歳以上 若年人口：15～24 歳

資料：住民基本台帳

(単位:人、%)

渡鹿野島		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	比較 (H21-H17)
面積 0.69 km ²	総人口	344	328	310	294	283	△61
	高齢者人口	123	122	115	112	114	△9
	高齢者人口比率	35.8	37.2	37.1	38.1	40.3	—
	若年人口	28	26	25	23	19	△9
	若年人口比率	8.1	7.9	8.1	7.8	6.7	—

※高齢者人口：65 歳以上 若年人口：15～24 歳

資料：住民基本台帳

成果指標と目標値

成果指標	H21 (現状値)	H27 (5 年後)
島おこし事業にかかわる住民数 (累計)	—	20 人
移住人口の増数 (累計)	—	10 人

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①市民サービスの向上	①－１ 市民サービスの向上	企画政策課 健康推進課 ふくし総合支援室 介護保険課
	・ 離島航路については島への唯一の公共交通機関であるため、交流人口を増やすという観点からも、引き続きその維持を図ります。 ・ 離島架橋の調査検討、生活環境の整備、保健・医療・福祉サービスの向上に努めます。 ・ 現行の離島振興計画の期間満了後の計画について、地域住民や関係機関とともに検討します。	
②防災・安全機能の向上	②－１ 防災機能の向上	企画政策課 地域防災室 建設整備課 健康推進課 ふくし総合支援室
	②－２ 医療・救急体制の強化 ・ 健康診断、健康相談の実施による予防医療を推進し、疾病の早期発見に努めます。 ・ 島内での医療確保は困難なため、救急患者の搬送体制を整備します。	
③産業の振興	③－１ 産業の振興 ・ 離島地域の自立的な発展に向けて、水産業、観光業を中心とする産業の振興を図ります。 ・ 地域資源を活用した水産業と観光業を連携させながら、島の自立的発展を促していくとともに、両島の特性をいかし、観光資源の有効活用を図り、個性ある魅力的な観光地づくりを図ります。	企画政策課
④島おこし団体、リーダーの育成	④－１ 島おこし団体、リーダーの育成 ・ 住民の自主的な島おこし活動や島おこし団体の育成支援を推進し、新しい島おこしによる交流人口の増加、若年層の定住促進等に結びつけていきます。	企画政策課